

奈良県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和六年十二月十日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十六号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県手数料条例の一部を改正する条例（令和六年七月奈良県条例第三号）の施行期日は、令和六年十二月十二日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。